

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

土木建築局

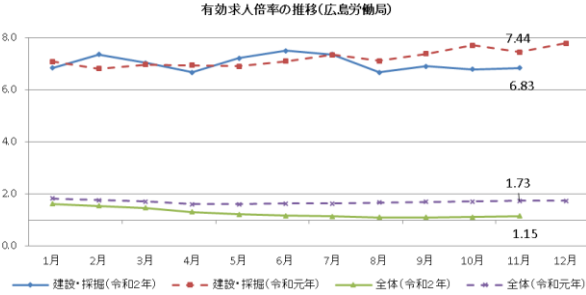
1 要旨

土木建築局における新型コロナウイルス感染症への対応状況を報告する。

2 主な対応状況

令和3年1月29日（金）時点

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応								
公共工事	<p>1 工事の実施状況</p> <p>○ 11月下旬以降, 土木建築局が発注する工事及び業務の関係者において, 新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたことが報告されており, 現時点で1件の工事において工期延伸の対応を講じている。</p> <p>土木建築局発注の工事・業務における報告状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報告件数	工事	6件	業務	1件	計	7件	<p>○ 受注者に対し感染予防対策への取組を徹底するとともに, 工期延伸等の要望把握を行い, 受注者から要望があれば, 工事の一時中止, 工期の延伸や請負代金額の変更等必要な措置を行う。</p> <p>○ 受注者が感染拡大防止対策を実施することにより, 追加で必要とする費用(労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費や交通費, 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材リース費や通信費など)については, 受発注者間で協議の上, 設計変更(請負金額の変更)を行う。</p> <p>○ コロナ感染症対策により資材調達が困難となり, 工事施工に影響する場合, 受発注者で協議を行い, 工事の一時中止の対応を行う。</p>	<p>○ 受注者に対し感染予防対策への取組を徹底するとともに, 工期延伸等の要望把握を行い, 受注者から要望があれば, 工事の一時中止, 工期の延伸や請負代金額の変更等必要な措置を行う。(建設業者団体に周知)</p> <p>○ 受注者が感染拡大防止対策を実施することにより, 追加で必要とする費用については, 受発注者間で協議の上, 設計変更(請負金額の変更)を行う。</p> <p>○ コロナ感染症対策により資材調達が困難となり, 工事施工に影響する場合, 受発注者で協議を行い, 工事の一時中止の対応を行う。</p>
	区分	報告件数									
工事	6件										
業務	1件										
計	7件										

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応																		
建設業	<p>1 事業・雇用等への影響</p> <p>○ 令和2年11月の広島県内の有効求人倍率は、昨年11月と比較すると、全産業の合計、建設・採掘ともに減少しているが、建設・採掘においては依然高い有効求人倍率となっている。</p> <p>【有効求人倍率（広島労働局（常用））】</p> <table border="1" data-bbox="241 421 808 544"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R02.11</th> <th>R01.11</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全産業</td> <td>1.15</td> <td>1.73</td> <td>▲0.58</td> </tr> <tr> <td>建設・採掘</td> <td>6.83</td> <td>7.44</td> <td>▲0.61</td> </tr> </tbody> </table>  <p>有効求人倍率の推移(広島労働局)</p>	区分	R02.11	R01.11	増減	全産業	1.15	1.73	▲0.58	建設・採掘	6.83	7.44	▲0.61	<p>○ 建設技術者等緊急雇用助成事業</p> <table border="1" data-bbox="943 225 1491 347"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R 3. 1</th> <th>R 2. 10 (前回報告)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給決定</td> <td>37社 (53人)</td> <td>36社 (51人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H31. 3以降の累計)</p> <p>○ 下請負人・技能労働者への配慮 受注者に対し、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分に配慮するように依頼（随時）</p>	区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)	支給決定	37社 (53人)	36社 (51人)	<p>○ 建設業関係団体に対し、雇用調整助成金の特例措置の積極的活用等、事業者への支援措置を周知</p> <p>○ 下請負人・技能労働者への配慮 受注者に対し、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分に配慮するように依頼（随時）</p>
	区分	R02.11	R01.11	増減																	
全産業	1.15	1.73	▲0.58																		
建設・採掘	6.83	7.44	▲0.61																		
区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)																			
支給決定	37社 (53人)	36社 (51人)																			
<p>2 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進事業</p> <p>○ 建設業、測量・建設コンサルタント等業務業者団体を訪問し、制度の概要を説明</p> <p>○ 事業を広く周知するためチラシを作成し、関係団体へ周知を依頼</p> <p>○ 募集要領を県のホームページに掲載するとともに、関係団体、県の入札参加資格認定者に送付</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金支給要綱を制定し、5月20日から受付を開始</p> <table border="1" data-bbox="943 1139 1491 1302"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R 3. 1</th> <th>R 2. 10 (前回報告)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>25件</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>支給決定</td> <td>21社 (25人)</td> <td>17社 (20人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 9月18日から助成対象業者を下請業者まで拡大</p> <p>○ 10月6日から雇用開始の期限を令和3年3月31日まで延長</p>	区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)	受付件数	25件	20件	支給決定	21社 (25人)	17社 (20人)	—										
区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)																			
受付件数	25件	20件																			
支給決定	21社 (25人)	17社 (20人)																			

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応
空港	<p>1 航空路線の運航状況</p> <p>○ 国内線については、10月からGoToキャンペーンの対象に東京発着が追加されたことなどもあり、徐々に利用者は回復傾向にあったが、11月中旬以降、全国的に新規感染者が急増し、緊急事態宣言が発令されるなど、感染拡大地域等への往来自粛が求められる状況となっており、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準への回復には、時間を要すると想定される。</p> <p>○ 国際線については、3月下旬以降、全路線運休となっており、回復の見通しが立っていない。</p> <p>【国内線】 5路線8～11往復/日 《内訳》 〔 羽田5～7(17), 成田0～1(3), 札幌0～1(2), 仙台2(2), 沖縄1(1) 〕 ()内は通常ダイヤ</p> <p>【国際線】 全路線運休中 《通常ダイヤ(週あたり往復便数)》 〔 大連・北京5, 上海7, 台北7, 香港4 〕 〔 バンコク3 〕</p>	<p>○ 国内線については、利用促進のため、航空会社に対し、広告経費を支援</p> <p>○ 国際線については、航空会社に対し、次の経費の一部を令和3年3月まで支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線維持のために必要となる経費(事務所賃貸料等の固定経費) ・速やかな路線回復を図るために必要となる経費(一般共用施設使用料等、運航便数に応じて必要となる変動経費) <p>○ 国際線の路線維持に不可欠な機内食製造会社に対し、固定経費の一部を、令和3年3月まで支援</p> <p>○ 国に対し、全国知事会や中国地方知事会、県の施策提案を通じて、地方空港の当面の路線維持や路線の回復に必要な支援とともに、国際線の復便に不可欠となる検疫体制の充実・強化を図ることを要請</p> <p>○ 広島空港での国際線の受入れに向けた環境整備として、広島空港検疫所支所など地元関係機関や、新しい運営権者となる広島国際空港(株)と、PCR検査の具体的な手順や必要な施設改修等について協議中</p> <p>○ 感染防止・注意喚起のため、昨年8月から出発ロビーにサーモグラフィーを設置(広島県空港振興協議会からの補助により広島空港ビルディング(株)が設置)</p>	<p>○ 国管理空港(広島空港含む)の着陸料・停留料及び航行援助施設利用料について、令和2年2月～令和3年2月分までの支払いを猶予。 また、着陸料と停留料を令和2年8月～令和3年2月分まで45%減額</p> <p>〔 令和3年度は着陸料, 停留料, 航行援助施設使用料を約90%軽減予定。 〕</p> <p>○ 航空機燃料税については、令和3年1月分までの支払いを猶予</p> <p>〔 令和3年度は従来の軽減措置から更に1/2に軽減予定 〕</p> <p>○ 令和2年度補正及び令和3年度において、全国の空港を対象に、新型コロナ対策感染防止と、今後の航空旅客回復を目的として、空港ビル内の感染リスク最少化のため、空ビル会社等が実施する施設設備(待合スペースの密集防止, 空調・換気設備の機能向上等)への一部補助を実施(補助率1/2)</p>

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応
空港	<p>2 空港連絡バスの運行状況</p> <p>○ 空港連絡バスについては、航空路線の減便・運休の影響を受け、2路線が運休している。</p> <p>（ 運行中：広島駅(新幹線口)、広島バスセンター、呉駅、福山駅、三原駅、竹原駅、白市駅 運休中：尾道駅、西条駅 ※ 三次空港連絡バスについては、令和2年9月末をもって運行終了 ）</p>	<p>○ 随時、航空路線の運航予定等をバス事業者へ情報提供し、バスの運行計画作成を支援</p> <p>○ 広島空港リムジンバスを運営しているアクセス事業者に対して、路線・便数を復便するために必要な経費を令和3年3月まで支援</p>	—

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応														
港湾	1 生活航路の状況 ○ 生活航路においては、通勤・通学等の利用者を中心に回復傾向が見られるものの、依然として前年よりは大きく落ち込んでいる。 ○ 利用者数全体の傾向としては 5月に75%程度の減少が生じたが、6月以降は緩やかに回復し、12月は30%程度の減少となっている。	○ 港湾施設使用料の支払い猶予措置について、支払い期限が9月30日までの使用料から令和3年3月31日までの使用料に対象を拡大し、9月18日から受付を開始 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R 3. 1</th> <th>R 2. 10 (前回報告)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>50件</td> <td>45件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)	受付件数	50件	45件	○ 国土交通省から、各港湾管理者に対し、公共交通や物流機能の維持のため「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の周知・協力依頼が行われた。								
	区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)														
	受付件数	50件	45件														
2 港湾物流の状況 【広島港】 ○ 自動車関連の貨物を主体に、4月は25%程度、5月には50%を超えるコンテナ貨物の減少が生じたが、6月以降は徐々に回復し、12月は5%程度の減少、通年では20%程度の落ち込みとなっている。 【福山港】 ○ 3月、4月は前年並みで、5月以降、5%増加となった6月を除き、10～15%程度のコンテナ貨物の落ち込みが続いていた。12月は3%増加と回復しており、通年では10%程度の落ち込みとなっている。	○ 港湾施設使用料の減免について、4月～6月分から令和3年3月分まで対象を拡大し、10月7日から受付を開始 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R 3. 1</th> <th>R 2. 10 (前回報告)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>164件</td> <td>74件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)	受付件数	164件	74件										
区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)															
受付件数	164件	74件															
3 クルーズ船の状況 ○ 寄港予定のキャンセルが相次いだが、日本船の国内クルーズが10月に再開し、12月に広島港に寄港があった。(R元.12～R2.11は寄港なし) ○ 外国船の国内クルーズについては、依然中断されており、日本船についても新型コロナウイルス感染症拡大のため再度中断され、再開時期は不透明である。 【寄港実績】 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">R 2 年度</th> <th>R 元 年度</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>(今後の予定)</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島港</td> <td>2回</td> <td>(3回)</td> <td>57回</td> </tr> <tr> <td>福山港・尾道糸崎港</td> <td>なし</td> <td>(2回)</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R 2 年度		R 元 年度	実績	(今後の予定)	実績	広島港	2回	(3回)	57回	福山港・尾道糸崎港	なし	(2回)	1回	○ 広島港での国内クルーズ(日本船)受入再開に向けた「広島港クルーズ船受入時の新型コロナウイルス感染症拡大予防対策」を策定し、12月に受入を再開した。 ○ 国が中心となって策定される予定のガイドラインを踏まえて、本県における寄港の受入について関係機関等と調整を行う。	○ 国土交通省と関係団体が連携し、9月18日付で日本船の国内クルーズを対象とした船舶及び港湾の感染拡大予防のガイドラインが策定された。 ○ 外国船によるクルーズ等についても同様に、感染症の状況を見てガイドラインが策定される見込み。
区分		R 2 年度		R 元 年度													
	実績	(今後の予定)	実績														
広島港	2回	(3回)	57回														
福山港・尾道糸崎港	なし	(2回)	1回														

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応									
住宅	<p>1 県営住宅に係る家賃減免・徴収猶予</p> <p>○ 県営住宅入居者から所得の減少に伴い、家賃の徴収猶予等について185件の相談あり、142件の申請書が提出されている。</p> <table border="1" data-bbox="244 381 869 545"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R 3. 1</th> <th>R 2. 10 (前回報告)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>185件</td> <td>169件</td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>142件</td> <td>119件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)	相談件数	185件	169件	申請件数	142件	119件	<p>○ 県営住宅入居者に対する支払い猶予の規定に基づき、猶予等の措置</p> <p>○ 相談については指定管理者にて随時対応</p> <p>【申請対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査中：11件 ・承認済：131件 	<p>○ 国土交通省住宅局から都道府県に対し、公営住宅等入居者の家賃滞納等への対応及び緊急事態宣言を受け居所を失った者への対応において配慮するよう要請</p>
	区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)									
相談件数	185件	169件										
申請件数	142件	119件										
<p>2 県営住宅の提供</p> <p>○ 県営住宅への入居相談件数は24件あり、8件の入居が決定している。</p> <table border="1" data-bbox="244 834 869 999"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R 3. 1</th> <th>R 2. 10 (前回報告)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>24件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>入居決定件数</td> <td>8件</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【提供可能戸数】75戸</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広島市37戸、呉市3戸、竹原市3戸、三原市1戸、尾道市5戸、福山市2戸、三次市2戸、庄原市1戸、東広島市2戸、廿日市市3戸、海田町10戸、坂町6戸</p> </div>	区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)	相談件数	24件	24件	入居決定件数	8件	7件	<p>○ 県営住宅への入居については、リーマンショック時と同様に、仮住居として有償提供（当面6か月間、最低の所得水準の家賃を適用）</p>		
区分	R 3. 1	R 2. 10 (前回報告)										
相談件数	24件	24件										
入居決定件数	8件	7件										